平成２４年（フ）第１８７号
長崎県大村市皆同町583番地１　メゾンキャッスルサイドＡ201、前住所長崎県大村市寿古町803番地６　サン・コーポラス寿古３棟403
債務者　濱口さおり
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
長崎県大村市桜馬場２丁目443番地８　ルネサンス櫻103号室、前住所長崎県大村市古賀島町94番地14　山本貸家２－１号
債務者　永田　　光
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
北海道日高郡新ひだか町三石鳧舞37番地
債務者　成田　隆則
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第８４９号
仙台市太白区松が丘14番20号　パレットルーム松ヶ丘206
債務者　康　　公三（通称木村公三）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
宮城県岩沼市相の原２丁目７番811号
債務者　丸子　光一
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
秋田市大町６丁目３番46号　ピュア大町203号
債務者　能登谷陽子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８号
秋田県能代市能代町字中川原１番地12　山水館６号室
債務者　芹田　　洋（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第４４号
山形県最上郡金山町大字金山602番地27
債務者　樋渡　友美（旧姓伊佐）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１６４号
福島県伊達郡桑折町大字谷地字石塚41番地の１　マルショウセブンハイツ202号、従前の住所福島県伊達郡桑折町大字南半田字八幡阿部１番地の２
債務者　片平　秀一
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１４３号
茨城県古河市釈迦65番地２
債務者　山本　　徹
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２９３号
茨城県坂東市寺久1080番地１
債務者　篠﨑　紀夫
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２９４号
茨城県下妻市平沼76―21　あじさいの郷下妻205号、住民票上の住所茨城県取手市谷中600番地１
債務者　久保　雅宏
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０４号
茨城県猿島郡五霞町原宿台２丁目18番地１　パークシティ原宿台Ｂ101号
債務者　星　　政也（旧姓小松代）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０５号
茨城県結城市大字結城12055番地40
債務者　川又　　博
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０７号
茨城県古河市諸川1270番地、前住所茨城県古河市尾崎142番地15
債務者　新井　已好
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３１０号
茨城県古河市東本町１丁目17番８号
債務者　齊藤美知子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４６９号
石川県白山市富光寺町165番地
債務者　橋場　加奈
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　金沢地方裁判所